

## 但馬空港運営事業を実施することができる民間事業者の選定について

「民間資金法」第 8 条の規定により但馬空港運営事業（「民活空港運営法」第 2 条第 6 項の地方管理空港特定運営事業）を実施することができる民間事業者を以下のとおり選定しました。

- 1 民間事業者の名称 : 但馬空港ターミナル株式会社
- 2 民間事業者の所在地 : 豊岡市岩井字河谷 1598 番地の 34
- 3 選定の理由 : 但馬空港ターミナル株式会社は、但馬空港の開港以来、県と密接な連携のもと但馬空港の運営に携わり、保安・安全対策に関する豊富な知識・経験を有していることに加え、空港基本施設等の管理・運用を実施できる体制を整備することから、同社に公共施設等運営権を設定すれば、県の業務を適切に引き継ぎ、安全で確実な空港の管理運営が実施できる。

また、但馬空港は、地域にとって貴重な高速交通基盤であり、広域防災拠点機能や空港公園機能なども有し、地域の振興・活性化に資する施設として、地域一丸となった利用促進を図る必要があることから、地元と連携した施設運営を行う上で、地元関係者が共同出資した但馬空港ターミナル株式会社が最適である。